

産業構造審議会 知的財産政策部会
第19回意匠制度小委員会
議事録

1. 日時・場所

日時：平成24年7月27日（金）10：00～12：00

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席者

大淵委員長、小栗様（石井委員代理）、和田様（内山委員代理）、下川委員、高野委員、高部委員、茶園委員、永田委員、平野委員、牧野委員、増田委員、水谷委員、柳生委員、吉井委員

3. 議題

- 1) 国際登録の公開と公開の延期（繰り延べ）について
- 2) 部分意匠等の意匠登録出願の国際出願における取り扱いについて
- 3) 画像デザインに関する米国における保護の実態について（出張調査報告）

4. 議事内容

1) 国際登録の公開と公開の延期（繰り延べ）について

・国際登録の公開の延期については、30 か月で良いのではないか。金銭的な請求権についても必要だと思っている。

・公開繰り延べについて、従来の国内での審査待ちの主な要因は拒絶理由通知期間の40日間と考えられるが、一方で、国際登録での公開の繰り延べ期間を最大30か月にした場合、従来の待ち時間に30か月が加わり、審査待ちの影響はかなり大きいのではないかと懸念している。

また、たとえ審査待ち件数が少なくとも、待たされている当人にとっては30か月というのはなかなか納得しがたいことになるのではないか。一般的に、待たされるのは1年ぐらいが妥当な期間ではないかと思う。しかし、一方で我が国を含む複数国を指定出願した場合において、我が国の繰り延べ期間が短いことによって出願人が不利益を被ることも考えられるので、ある意味30か月という選択も必要なことと考えられる。審査待ちが発生した場合、国内出願で既に行っているように、国際出願においてもどういうことで待たされているかということを中心にきちんとメッセージとして伝えることが大事。

金銭的な請求権に関しては、国際公開に基づいて国内の金銭的な請求権を認めることに賛成。一方で、国際登録は現在英文でなされているので、英文で権利行使を行うことになるのではないかと思うが、PCT出願の場合、外国語でされた国際特許出願について国内公表がなされたときに警告ができるようになっていくと聞く。これは非常に先進的な考え方なので意匠に関しても是非とも取り入れていただきたい。

・当業界では、かねてより意匠のブランド化という課題があり、これはいろいろ複雑な課題が絡み合っているところ、今回の公開延期だけで解決できるかどうか、例えば公開の延期だけで対応したときに、この30か月で十分かという話というのは、今後どのような組み立てで解決していくかというのを含めて、長期的にいろいろ考えていかなければならないと思っている。

ヘーグ協定加盟に関して、審査待ちという話があったが、これについては秘密の写し等で権利行使に対して何か一定の検討を加えるということには一定の意義、メリットがあると考えているので、是非お願いしたい。

ただ、国際的な観点で見たときに、今の協定加盟国の中でなかなか延期が認められていない、あるいはこれから加入してくる国で本当に認められるか疑問があるため、出願人の意図に反して早く公開されてしまうような事態がないように、引き続き調整をしていただきたい。

金銭的な請求権については、国際登録の公開後、我が国で設定登録となるまで保護されない期間があるということは既に脅威であり、場合によっては第三者に悪用される可能性があるため、是非これらの手当てを可能とする方向で検討をお願いしたい。そういう意味では、この請求権の発生時期などについても、資料に記載された内容でおおむね了承。

・公開の延期、金銭的な請求権について、基本的な枠組みとしては良いと思う。資料で懸念事項となっている、公開の延期を最大30か月認めた場合に審査待ちが発生するという点に関しては、現行法上、秘密意匠を希望する場合には必要な費用を払うという制度になっているので、それと同じように、長い期間の公開の繰り延べを希望するというメリットを享受したいのであれば、それだけの費用を負担させてはどうか。たくさんの方が30か月の公開の延期を求めてきて、安易に公開の延期を認めるとなると全体的な審査待ち件数がかさんでしまうので、ある程度歯止めをかけるという意味では、費用を負担した上で意匠を秘密にするメリットを享受するという制度運用ができるようにしたほうが良いのではないか。

・公開繰り延べ制度に関しては、公開の延期を最大 30 か月にすることに特に異存はない。ただ、審査については、遅延を防ぐために公開の延期期間の終了を待たずに、国際事務局から秘密の写しの入手をして審査をあらかじめ進めていただきたい。

金銭的請求権に関しても、対応の方向性に特に異存はない。

・公開繰り延べは最大 30 か月を享受すること、補償金請求権の設定について、いずれも賛成。これは、加盟後ということになるかと思うが、特に公開繰り延べに関しては、30 か月より短い国もある、あるいは繰り延べ自体が禁止されている国もあるということなので、そういった国々に対しても、今後の課題としては繰り延べ期間を最大 30 か月に延ばすように働きかけていただきたい。

・対応の方向性について異論はない。

・国際出願と国内出願を全く同じようにしなければいけないとは考えていないが、もし国際出願に金銭的な請求権を設けるのであれば、国内出願に関してもどのようにするか考えなければならないと思う。現実の企業等がどう考えるかということにもよるが、出願公開をするというのが、例えば公開でそれに基づく金銭的請求権が発生するというのが企業価値の一つの戦略だと考えられるとすると、それを使えるという点で国際出願というのはメリットがあると思う。そういうメリットがあるのであれば、国内についても、導入に当たっては障壁があるだろうが考える必要はあると思う。

2) 部分意匠等の意匠登録出願の国際出願における取り扱いについて

・対応の方向性について異論はない。

ただ、例えば部分意匠については、国際事務局が運用上認めている図面の記載方法について、ある国によっては運用が異なり拒絶になる可能性があるとのことなので、ヘーグ協定加盟後の話になると思うが、国際事務局へ働きかけていただいて、実際にはそういった不利益が生じないような統一された記載方法になるようにしていただきたい。

もう一つ、部分意匠であるかどうか、サーチする場合にすぐ分かるように、願書の項目にあることは極めて大事なことで、その点については是非御検討をお願いしたい。

関連意匠については、まず国内のところで、関連意匠出願の時期的制限については問題意識を申し上げているところだが、まず加盟してからの話になるのだろうが、そういう点からすると意匠戦略についてのバリエーションを増やす

という意味で、資料にある、例えば国際出願同士、あるいは国際出願と国内出願との間で関連意匠出願を認めることは、選択肢をキープするということでは大変良いと思う。

時期的制限については、特に国際公報の発行は極めて早く、関連意匠の出願の期間としてはかなり短いケースもあり得る。即時公開を求める、あるいは公開の繰り延べを請求するなど戦略的に繰り延べを活用することが現実的な策になる。

・部分意匠制度は、OEM供給社あるいは派生車の立場からの権利保護や模倣対策の観点から、相当有効な制度であると考えている。

我が国を指定する国際出願について、部分意匠については是非認める方向で、また認めた中で利便性を損なう可能性があるような諸規則や基準の整備等が進むようにしていただきたい。

また、特に模倣対策が必要な新興国が一部にあるが、部分意匠が認められないような国もあるので、ヘーグ協定加盟後になると思うが、部分意匠制度が協動的、国際的に受け入れられるように働きかけを是非してもらいたい。

ただ、表裏一体の内容ではあるが、そういう国によっては、全体意匠の中から一部分を切り出して冒認出願のように使われる国もあると側聞したので、これらについては何らかの評価の仕掛けが必要と考えている。無審査国の場合には、どうしたら良いか具体的な考えはないが、何らかの仕掛けづくりについて是非検討いただきたい。

それから、部分意匠については、サーチする際に、タイトルで判別できることは相当な利便性があるので、是非御一考いただきたい。

その他、組物の意匠は、利便性を確保できるような諸規則の見直し等を是非お願いしたい。一方で、現在組物として認められている物品、が直近の技術や商品実体、あるいは今見えている動向の中で現状と本当に合っているのか一度確認して、場合によってはアップデートする必要があるのではないかと。ヘーグ協定加盟後で同じ国際意匠分類クラスでなければという話もあったが、ひょっとしたらこれを越えていくような実態もあるかと思う。今後、そのような話し合いなども必要になってくるのではないかと。

関連意匠は、我が国を指定する出願について関連意匠を認めるということには、基本的に賛成。出願可能時期を最初の公報発行前にすることについては、今後検討していかなければいけないところはあるにしても、現状では各社の合意を得られているので、是非進めていただきたい。

ただ、公開繰り延べが認められていない国等もあるため、国際的協調をしないとメリットが相当減ってしまうというおそれもある。今後も公開繰り延べを

認めていない国へ働きかけをお願いしたい。

秘密意匠に関しては、公開繰り延べを最大 30 カ月にした後、国際公開された意匠をさらに秘密意匠として扱うことは、いったん国際公開されたものを再度秘密化するということが意味が薄いので、国内出願については現状どおり、秘密意匠制度を認め、我が国を指定する国際出願については認めない方向で整理して良いのではないかと。

・参考資料 2 を見ると、ヘーグ協定加盟国のうち、実際にこれだけ多くの国が特殊な意匠制度を有していることが分かる。今後、各国の意匠制度が互いに協調するように働きかけをお願いしたい。ただ、現実問題として、このように制度がばらついていることに関しては、出願人側で保護を求める意匠が例えば部分意匠であった場合に、指定した国との関係で部分意匠は保護の対象でないと後から気づくことも想定されるため、出願時の事前チェックを特許庁でフォローできるような運用ができると非常に有り難い。ヘーグ協定加盟国全体を把握することはなかなか容易ではないと思うが、各国の制度の対応状況を踏まえた上で、出願人に対する支援ができると非常に良いと思う。

・対応の方向性として特に異存はない。部分意匠に関しては、公報発行時にそれが部分意匠として登録されたのかどうか分かるようにしていただけると、サーチを行う際の利便性等が向上するので御検討いただきたい。

・全ての方向性について一切異論はない。

・対応の方向性は非常に良い。先ほど関連意匠の中で、韓国がヘーグ協定加盟前に国際事務局といろいろ交渉したという話もあったように、日本も加盟前に、国際事務局との交渉は十分にやっていただきたい。我々にとって使い勝手のいい制度で、かつ国際的に成り立つ制度を、国内産業の中にうまく取り入れるような交渉をしていただきたい。大筋がよければ加盟して、今度は加盟国の中でイニシアティブをとることによって、幾つかの矛盾点や論点の整理をするなど、いろいろな意味で特許庁には活躍していただく必要があると思っている。

・対応の方向性に賛成。部分意匠については、サーチの利便性の観点から部分意匠であることが分かるよう明確に書いていただきたい。意匠の一部について保護を求めないこととする記載に関しても出願人の判断に委ねられているとあるが、それは今までの国内でのやり方に統一していただくことで、権利の紛争を少しでも少なくしていただきたい。

3) 画像デザインに関する米国における保護の実態について (出張調査報告)

・デザインの現場で言うと、シリコンバレーでは、デザイナーがいなくて探し回っている企業がかなり多い。その理由は、とにかく良いデザインの画像、画面のものはよく売れるため。これはもちろん使い勝手、ハードという要因もあるが、それ以上にユーザーエクスペリエンス、使い勝手からのところは画像によって左右されるという意識は、アメリカの場合かなり強いと思う。

日本は少し遅れているかもしれないが、アメリカの発想というのか、国際的な発想の中で画面のデザインが商品の売りにどう影響してくるのか、その重要性を認識するようになったと、今年になって如実に見えてきたと実感している。

先ほど話があった、そのうち冷蔵庫の中にも画面が表示されるという話は遠くない話だと思う。要するに、同じようなユーザーインターフェースで、全ての家庭の家電製品をコントロールすることが当然現れてくるだろうし、そのソフトウェアの重要性で物を選ぶということも出てくると思うので、これはアメリカの話だけではなくて、日本も同じ傾向になっていると感じる。